



Earth Negotiations Bulletin
AWG-LCA5, AWG-KP7
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg5/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

Vol.12 No. 407

2009年4月10日(金)

長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ第5回会合

および京都議定書附属書I国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ第7回会合

2009年3月29日-4月8日

国連気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のためのアドホック・ワーキンググループ第5回会合(AWG-LCA 5)および京都議定書附属書I締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ第7回会合(AWG-KP 7)は、2009年3月29日から4月8日、ドイツのボンで開催された。この会議には、各国政府、政府間組織、非政府組織、学界、民間部門、メディアを代表する約2600名が出席した。

両AWGsの交渉文書作成に向けた作業を進めることが、この会合の主な目的であった。AWG-LCA 5は、バリ行動計画(決定書1/CP.13)の主要要素、すなわち緩和、適応、資金、技術、さらには条約の下での長期的協力行動のための共有のビジョンに関して集中審議を行った。議長のMichael Zammit Cutajar(マルタ)は、バリ行動計画達成に関する交渉ならびに合意成果文書(FCCC/AWGLCA/2009/4, I部およびII部)の内容に関する交渉に的をしばって覚書を作成し3月27日金曜日の会合前イベントに提出した。AWG-LCA 5では、2009年6月の次回AWG-LCA会合の審議に向け議長が作成する交渉文書案に盛り込むべき要素を絞込んだ。会議終了後、多くのものが、AWG-LCAのプロセスは順調に推移しているとし、6月の会合での交渉文書に盛り込むべきアイデアやオプションは最終段階を終えたとして述べた。内容は多少抽象的であり一般的な表現も含まれるが、途上国の適切な緩和行動(NAMAs)および適応の枠組など一部の議題では様式が整い始めている。

AWG-KP 7での議論の焦点は、京都議定書の下での附属書I締約国による2013年以降の排出削減量であり、このほか議定書改定の可能性も含めた法的な問題にも焦点が当てられた。さらにAWG-KPでは、柔軟性メカニズム、土地利用・土地利用変化・森林(LULUCF)、対応措置の潜在的影響が議論された。議長のHarald Dovland(ノルウェー)が作成、3月27日の会合前イベントに提示した4つの覚書(FCCC/KP/AWG/2009/3と4; FCCC/KP/AWG/2009/INF.1と2)が同AWGでの議論の的となった。AWG-KPは、6月の会合に向け2つの文書作成を議長に要請することで合意した。うち1つは、議定書3.9条(附属書I締約国の更なる約束)に基づく議定書改定案であり、もう1つは、LULUCFおよび柔軟性メカニズムなど、他の問題に関する文書である。このことは全面的な交渉モードへの切り替えを意味するというのが大半の受け止め方であった。しかしAWG-KP



Earth Negotiations Bulletin
AWG-LCA5,AWG-KP7
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg5/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel :+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

のマンデートの議論の中には長引いたものもあり、2013年以降の附属書I締約国の全体的な排出削減総量の範囲に合意がなかったことに失望感を表明する途上国も多かった。

AWG-LCAとAWG-KPは、2009年12月、デンマークのコペンハーゲンで開催される第15回締約国会議（COP 15）で作業を終了する予定である。

UNFCCCと京都議定書のこれまで

気候変動に対する国際社会の政治的対応は、1992年の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の採択に始まる。UNFCCCは、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため、温室効果ガスの大気濃度安定化を目指す行動枠組を規定する。UNFCCCは、1994年3月21日に発効、現在192の締約国が加盟している。1997年12月、日本の京都で開催された第3回締約国会議（COP 3）の参加者は、UNFCCCの議定書締結で合意、この中で先進工業国および市場経済移行国は排出削減目標の達成を約束した。UNFCCCでは附属書I締約国とされるこれらの諸国は、2008-2012年（第1約束期間）に、6つの温室効果ガスの排出量をグループ全体で1990年比平均5.2%削減し、各国がそれぞれ異なる目標を持つことで合意した。京都議定書は、2005年2月16日に発効、現在184の締約国が加盟している。

2005年、カナダのモントリオールで開催された第1回京都議定書締約国会議（COP/MOP 1）は、第1約束期間終了時より少なくとも7年前までに附属書I締約国の更なる約束の議論を開始することを義務付ける京都議定書3.9条に基づき、AWG-KPを設立した。さらにモントリオールでのCOP 11は、COP13までに条約の下での長期的協力行動を検討するワークショップを4回開催し、これを「条約ダイアログ」と称することで合意した。

バリ・ロードマップ：COP 13およびCOP/MOP 3は、2007年12月、インドネシアのバリ島で開催された。バリ会議では、長期的な問題が議論の中心となった。交渉の結果、バリ行動計画が採択され、この行動計画に基づきAWG-LCAを設立、条約ダイアログで明らかとなった長期的協力の4つの主要要素である緩和、適応、資金、技術に焦点をあてて議論することとなった。バリ行動計画では、各分野で検討されるべき項目の非限定リスト、ならびに「長期的協力行動に関する共有のビジョン」の策定が提案された。

バリ会議ではこのほか、2年間のプロセスを示すバリ・ロードマップについても合意、条約と議定書の下での交渉の「道すじ」を明示し、2009年12月にコペンハーゲンで開催されるCOP 15およびCOP/MOP5を交渉終了の期限と定めた。バリ・ロードマップに基づく2つの主要な組織がAWG-LCAおよびAWG-KPであり、2008年には4月にタイのバンコクで、6月にはドイツのボンで、8月にはガーナのアクラで、12月にポーランドのボズナニで、合計4回の交渉を重ねた。

ポズナニのCOP 14で、AWG-LCA 4は、バリ行動計画の全ての主要要素の審議を継続し、「共有のビジョン」に関する会期中のワークショップならびに閣僚級ラウンドテーブルを開催した。バリ行動計画は、AWG-LCA議長に対し、バリ行動計画達成に向けた交渉に焦点を当てる文書を作成してAWG-LCA 5での審議にかけ、2009年6月のAWG-LCA 6での交渉文書も作成することを義務付けている。

AWG-KP 6は、当該作業計画の全要素に関し戦略的な議論を行い、COP/MOP 5で附属書I締約国の更なる約束の最終合意を得るには、2009年中に、附属書I締約国による排出削減総量、これに対する締約国個別のあるいは共同での貢献度、いわゆる49パラグラフ明記の問題に関し、審議する必要があると決議した。後者の問題には下記が含まれる：柔軟性メカニズム、LULUCF、温室効果ガスと部門と排出源、方法論、航空輸送および海上輸送のバンカー油、法的問題。またAWG-KP 6では、AWG-KP議長に対し、柔軟性メカニズム、LULUCF、議定書3.9条に基づく議定書の改定、そして49パラグラフ問題に関係する文書に書かれた内容について、4つの覚書を作成するよう求めた。

AWG-LCA 5およびAWG-KP 7

条約の下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ第5回会合(AWG-LCA 5)、および京都議定書附属書 I 締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ第7回会合(AWG-KP 7)は、2009年3月29日(日)に開会した。

ドイツ連邦政府の環境・自然保全・原子力安全省の Matthias Machnig 長官は、ボンで「全面的な交渉モード」に切り替える必要性を強調、気候変動への対処で何ができるかだけでなく、何が必要かという観点にそって、コペンハーゲンでの合意を図るべきだと述べた。同長官は、米国の代表団を歓迎し、米国は今「試合に戻ってきた」と述べた。

UNFCCC 事務局長の Yvo de Boer は、コペンハーゲンでの COP 15 まで 8 ヶ月しかなく、このうち真の交渉期間は 6 週間に過ぎないと指摘した。同事務局長は、両 AWGs での集中審議に向け本会合用に作成された文書を強調した。De Boer 事務局長は、本会合に関するドイツの財政支援に感謝し、9月のバンコクでの会議開催、その他必要と思われる追加の会議開催には、資金を追加する必要があると述べた。

長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ

AWG-LCAの第5回会合は、日曜日午後を開会、Michael Zammit Cutajar (マルタ) が議長を、Luiz Figueiredo Machado (ブラジル) が副議長を務めた。参加者は議題書と作業計画書 (FCCC/AWGLCA/2009/1と2) を採択、その後、開会声明の発表に移った。

スーダンはG-77/中国の立場で発言、締約国が主導して、バリ行動計画の実施に的をしぼり、開放的で透明かつ包括的なプロセスとするよう提案した。同代表は、議長の覚書（FCCC/AWGLCA/2009/4, I部とII部）では、適応や資金、技術に関する提案など、G-77/中国メンバーの提出文書に記載された提案の多くが省略されるか、適切に反映されていないことを嘆いた。

アルジェリアはアフリカグループの立場で発言、適応の必要性を訴え、資金供与の規模を大幅に拡大して、予見可能なものにする必要があると主張した。同代表は、「共有のビジョン」は気候変動の緩和にのみ目を向けるのではなく、その影響についても考えるべきだと主張した。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言、主要経済国の役割を強調し、科学に基づき、達成可能で総合的かつ緩和および適応オプションの全ての範囲を網羅する地球規模の合意が必要であると明言した。同代表は、AWG-LCAとAWG-KP間の一貫性を求めた。

グレナダは小島嶼国連合（AOSIS）の立場で発言、レソトは後発発展途上国（LDCs）の立場で発言、ともに、350 ppm以下での濃度安定化、および気温の上昇を1.5°C以下に抑えることを求めた。

チェコ共和国は欧州連合（EU）の立場で発言、低炭素開発戦略の必要性を指摘し、途上国は排出量を2020年までにBAU予測よりも15-30%削減するべきだと述べた。

韓国は環境十全性グループの立場で発言、途上国の適切な緩和行動（NAMAs）に注目、NAMA登録簿の創設を支持した。アルゼンチンは、中期のおよび長期の約束を含め、世界的な長期目標での合意を希望、途上国での貧困撲滅に役立つ技術援助および経済援助でも合意を希望した。インドネシアは、開発ニーズを検討する必要があると主張した。

インドはサウジアラビアとともに、条約の原則の見直しを警戒した。インドは、附属書I締約国が中期で大幅な排出削減を行うよう要求、資金および技術移転での約束の達成も要求した。

米国は、同国が、歴史的に最大の温室効果ガス排出国であり、しかも重要な能力を有する国であるという特異な立場を認識しつつ、ただし米国だけでは気候変動問題を解決できないと主張した。同代表は、主要経済国が目に見える行動をとることを提案、米国や中国が経済刺激策パッケージにクリーンエネルギーの推進を盛り込んだことを強調した。同代表は、オバマ大統領が連邦レベルでのキャップアンドトレードシステムを計画しており、これにより米国の排出量は2020年までに現在の水準から15%、2050年までに80%削減する経路に乗ると述べ、途上国での技術革新の重要性を説いた。米国は、途上国への巨額の財政支援を可能にする組織を設立して、適応資源を最も脆弱な国に集中させ効果的に運用する必要性を指摘した。

LDCsは、適応技術の必要性を強調、そのような技術の展開に向けAWG-LCAが具体的なメカニズムを設置するよう求め、資金供与メカニズムをUNFCCCに対し全面的に責任を負うものにするべきだと主張した。バ

ングラデシュは、局地的な極端現象への対応のため、速やかに財政支援メカニズムを設置することを提案、適応に対する追加の資金源として、国際航空輸送税の徴収を強く提案した。ガンビアは、資金面、技術面でのキャパシティビルディングや組織支援など、総合的なアプローチにすることを提案した。

ツバルは、コペンハーゲンで大きな成果がでることを希望、全ての国が劇的かつ早急に排出量を削減するべく、行動を加速するよう提案した。同代表は、適応で大きな成果を挙げる必要性を強調、新たな追加的資金源の必要性も強調した。サウジアラビアは、化石燃料の輸入量削減という提案に反対し、そのような商品に依存する経済国への影響を指摘した。

長期的協力行動：この議題は、3月29日のAWG-LCA本会議で最初に議論された。議長のZammit Cutajarは、バリ行動計画達成および合意された成果の内容に関する交渉を議論の中心に据えるべく、議長覚書（FCCC/AWGLCA/2009/4, I部とII部）を提出した。同議長は、他の関連文書（FCCC/AWGLCA/2009/Misc.1と付録1-3、FCCC/AWGLCA/2009/Misc.2）も提出した。バリ行動計画（決定書1/CP.13）に規定する主要要素、すなわち長期的協力行動の共有のビジョン、緩和、適応、技術、資金が中心議題となった。

締約国は、共有のビジョン、緩和、適応、および技術と資金の提供に関し、コンタクトグループの設置で合意した。コンタクトグループは、2009年6月の会合に向けた交渉文書作成のため、アイデアを練ることを主目標とした。このマンデートは2008年12月のAWG-LCA 4の決議（FCCC/AWGLCA/2008/L.10）に基づいており、その決議の中で、締約国は、AWG-LCA議長に対し、AWG-LCA 5での審議内容ならびに2009年4月24日までに締約国から提出を受ける追加文書を踏まえ、AWG-LCA 6で審議されるべき交渉文書を作成するよう要請した。本議題項目に関する結論書は一切採択されなかった。主要要素に関するコンタクトグループでの議論を下記にまとめる。

共有のビジョン：長期的協力行動に関する共有のビジョンは、Zammit Cutajarが議長を務めるコンタクトグループで議論された。議論の中心は、共有のビジョンの対象範囲、特にその特質と、緩和、適応、技術、資金という4つの構成要素との関係、その基礎となる原則、そして世界の排出削減の長期目標であった。

締約国は、共有のビジョンをバリ行動計画の4つの構成要素とその相互のつながりを網羅するものとするこ
とで合意、南アフリカは、適応と緩和のバランスをとる必要性を強調した。また締約国は、共有のビジョン
を条約の実施や、共通だが差異のある責任とそれぞれの能力という原則、さらには持続可能な開発などに根
ざすものとするこ
とでも合意した。一部の締約国は、共有のビジョンを重要な政治ステートメントであると
同時に、短くて簡潔でしかも一般人が理解しやすいものとすべきだと述べた。

締約国は、条約規定の原則以外にもいくつかの原則を共有のビジョンに入れるよう提案した。AOSISはバ
ングラデシュとともに、生存権の重要性を強調した。ニュージーランドはオーストラリアと共に、各国の国

情の変化を指摘した。中国は、歴史的な責任の重要性を説いた。EUは、低炭素社会へ移行することの重要性を強調した。アイスランドはノルウェーおよびEUとともに、ビジョンを前向きなものとし、ジェンダーバランスをとることが重要であると主張した。ミクロネシアはバハマとともに、緊急性を強調した。

共有のビジョンの要素のひとつである世界の排出削減の長期目標について、さまざまな意見が出された。途上国は、先進国が先行して大胆な中長期の目標を掲げるべきだと主張、中国は、先進国の排出量がピークに達していないことを嘆いた。中国、ブラジル、その他いくつかの途上国も、歴史的な責任を強調したが、先進国数カ国は、経済状況の変化に触れ、途上国での排出増加を指摘した。これら先進国は、先進国のみの緩和では気候変動に対応しきれないと主張した。オーストラリアは、中期の世界目標を提案した。米国は、より長期における排出経路を考慮することの重要性を強調し、安定化水準を達成する経路は複数以上あると数カ国が指摘した。アンブレラグループ中の数カ国は、AWG-LCAとAWG-KPの関連を強調した。一部の途上国は、長期目標と持続可能な開発との関連を指摘、生態系や経済の対応能力強化が必要であり、貧困根絶も必要だと指摘した。

いくつかの国が、長期目標の定量化を提案した。EUと日本は、2050年までに50%削減という排出削減の世界目標を提案した。一部の途上国は、目標を資金など他の要素と絡ませて定量化できると指摘した。パキスタンは、先進国から途上国への支援を計測、報告、検証可能(MRV)な数値にするよう提案、これにより同等の排出削減レベルが得られるとし、ボリビアは、先進国の消費パターンの変化および途上国が失った開発機会に対する補償額に応じた数値とすることを提案した。多くの国が、適確な科学に基づいた長期目標にするべきだと主張した。しかしブラジルとインドは、科学論議の根拠となる前提条件を慎重に検討することを提案した。

緩和：緩和とその実施方法は、Zammit Cutajarが議長を務めるコンタクトグループで審議された。同グループでは、バリ行動計画の項目1(b)の中の全ての小項目について議論した、すなわち：

- 小項目1(b)(i)：先進国による緩和
- 小項目1(b)(ii)：途上国による緩和
- 小項目1(b)(iii)：途上国における森林減少および森林劣化の削減、ならびに保全(REDD+)
- 小項目1(b)(iv)：セクター別アプローチ
- 小項目1(b)(v)：市場ベースのアプローチ
- 小項目1(b)(vi)：対応措置の影響結果
- 小項目1(b)(vii)：条約の仲介者としての役割

3つの会合期間中ワークショップが開催された、1つは対応措置の経済的・社会的影響 (FCCC/AWGLCA/2009/CRP.1)に関するもの、2つ目は先進国および途上国それぞれの緩和 (FCCC/AWGLCA/2009/CRP.3)に関するもの、3つ目は農業部門での緩和の機会と課題 (FCCC/AWGLCA/2009/CRP.2)に関するワークショップであった。これらのワークショップの詳細は、下記ウェブサイトを参照：

<http://www.iisd.ca/vol12/enb12400e.html>

<http://www.iisd.ca/vol12/enb12401e.html>

<http://www.iisd.ca/vol12/enb12404e.html>

先進国による緩和：締約国は、約束の本質と約束の規定方法について議論した。南アフリカ、中国、その他いくつかの国は、努力を比較可能にする必要があるとし、全ての先進国が、法的拘束力のある、数値化された、経済全般を対象とする排出削減目標を定める必要があると主張した。ブラジル、ボリビア、その他数カ国は、歴史的責任と汚染者負担原則の重要性を説いた。EUは、先進国のリーダーシップと大胆な目標設定を求めた。ニュージーランドは、附属書I諸国ではなく「先進国」が議論されていると指摘した。韓国は、緩和が経済的な機会になりうると指摘した。一部の国は、各国に適した約束とするよう提案した。米国は、長期の排出経路について議論を重ねることを求め、連邦政府のキャップアンドトレードシステムが計画されているとし、このシステムでは2050年までの長期目標に沿い中間目標も設定すると指摘した。

日本、その他は、米国など議定書の締約国でない国についても法的な枠組みが必要であると主張した。インドは、AWG-LCAで全ての附属書I締約国に関する排出削減の全体目標を決定し、議定書の非締約国についても個別の目標を定めることを提案した。日本、その他は、コペンハーゲンで総合的な成果を収められるようAWG-KPとの協力強化を求めた。

途上国での緩和に関し、議論の中心となったのはNAMAsであった。韓国は、NAMAsは援助や炭素クレジットに基づく自主的なものとなりうると指摘した。中国は、途上国はNAMAsに関心があっても、資金面、技術面での障壁に直面していると述べた。EUは、NAMAsを低炭素開発戦略に組み入れる方法を検討するよう提案し、このような戦略が支援のニーズを伝える手段になると指摘した。

日本、EU、その他は、「先進的な途上国」も緩和にもっと力を入れるべきだと指摘、サウジアラビア、南アフリカ、その他は、途上国間での差異化に反対した。日本は、2050年までに世界の排出量を半減させることを支持、コペンハーゲンでの合意は総合的で、主要途上国を含めるものとするべきであり、そうでない場

合、日本は参加しかねると述べた。中国、インド、サウジアラビア、その他は、途上国の緩和を自主的なものとする事の重要性を強調、約束は条約の原則に反すると指摘した。

米国およびいくつかの途上国は、途上国でも既に緩和行動を起こしていることを指摘、メキシコ、その他は、このような行動を認める必要があると述べた。いくつかの締約国がNAMAsの登録制度への支持を表明した。締約国は、NAMA登録簿の特性と機能について議論し、特に行動と援助のマッチング方法について議論した。南アフリカは、NAMA登録簿設置に向けた特定の段階について論じ、途上国が自国の資源で行えた行動を登録し、国レベルでの検証を含めることについて議論した。サウジアラビアは、支援と認定を統合したメカニズム (SAM) について説明した。インドは、支援の役割に注目し、この登録簿は資金メカニズムに対する「NAMAの窓」になりうると指摘した。アルゼンチン、フィリピン、サウジアラビアは、登録簿の概念に懸念を表明、アルジェリアは、行動と援助のマッチングというアイデアは、不確実性や遅れを招くのではないかと述べた。

MRVに関し、いくつかの途上国は、MRVの要求が、NAMAsに対する先進国からの資金や技術、能力向上面での援助にも適用されると主張した。いくつかの先進国は、NAMAsでのMRVの必要性に注目した。米国は、MRVをNAMAs自体に限定するのではなく、世界の正味の排出量とその動向を理解するために利用することも考えるべきだと述べた。ニュージーランドは、途上国の最近のインベントリ情報の欠如による「情報の赤字」を指摘、情報の正確さを検証する必要があると指摘した。インド、その他は、検証は条約の規定に合致しないと指摘、中国は、MRVは援助された行動にのみ適用するべきだとし、それらの行動は、UNFCCCのガイダンスの下、各国の組織が検証すると述べた。

REDD+に関し、締約国は、資金、技術、能力向上面の援助に対するアクセスに注目した。いくつかの国は、NAMAsとの結びつきに焦点を当てた。また多くの国が、実績ベースで確固とした方法論やモニタリングシステムの必要性を説いた。締約国は他の問題も指摘したが、なかでも国レベルでの実施、共同便益、段階的手法に注目した。

また締約国は、協力的な**セクター別アプローチ**についても議論した。途上国は、条約4.1(c)条規定の技術移転という考えに則ったものであれば、そのようなアプローチを考慮してもよいと述べた。いくつかの途上国が、セクター別アプローチは国レベルで行われるべきだと指摘、世界的、地域的なセクター別アプローチに反対した。国際航空輸送および海上輸送の排出量に関し、ノルウェーは、国際海運排出量に関する世界目標を支持したが、パキスタンとシンガポールは、国際民間航空機関や国際海事機関などの専門機関でこの問題を検討することを支持した。

市場の役割に関し、議論の中心となったのは、市場の目的と限界であった。いくつかの途上国は、市場が、先進国による緩和活動や政府援助にとって代わるべきではないと主張した。EUは、市場メカニズムを活用してNAMAsを補うことを提案、途上国のベースラインを、ビジネスアズユージュアルなベースラインに対し「ノールーズ（負けなし）」のものとし、セクター別クレジットを発行・取引する提案について説明した。途上国は、緩和推進での政府および公的部門の役割の重要性を強調、LDCsは、市場参加障壁に焦点を当てた。先進国は、民間部門参加の必要性を強調した。

対応措置の影響結果に関し、締約国は、さまざまな経済部門、社会部門、国において、プラスとマイナスの両方の影響結果があると指摘した。いくつかの締約国は、意見や経験の情報を交換し、政策提案を行うフォーラムの設置を支持した。

仲介役としての条約の役割に関し、これは部門横断的な要素だということで意見が一致した。途上国は、UNFCCCが中心的な役割を果たしていると主張した。

適応：適応は、Thomas Kolly (スイス)とWilliam Agyemang-Bonsu (ガーナ)が共同議長を務めるコンタクトグループで審議され、次の問題に焦点が当てられた：適応の基礎となる原則、適応枠組で考えられる要素、組織構成、実施方法、実施、リスクと保険。

原則に関し、締約国は、特に次の項目について議論した：国が主導する実際的な手法の必要性や、緩和と同レベルで適応を考えるかどうか、適応と持続可能な開発の違い、条約の直接的な役割と仲介役的な役割。メキシコは、脆弱な国、部門、グループのニーズに注目、ガンビア、その他とともに、女性や子供、貧困層や先住民のニーズを強調した。バングラデシュは、適応に関する法的に拘束力のある規定を求めた。

組織構成に関し、適応行動枠組に盛り込まれる可能性のある要素が議論の中心となった。米国は、「万人向け」の方策などないと指摘、条約の役割を明確に定義する必要があると指摘した。アフリカグループは、国が主導して行動をとるべきだと述べた。トルコとメキシコは、国レベルや地域レベルでの実施を支援する枠組にし、政府の異なるレベル間で協力調整ができるようにするべきだと述べた。パナマとコロンビアは、枠組において柔軟な手法を採用するよう提案した。

実施方法に関し、G-77/中国は、増分コストへの資金調達のため、規模を拡大した追加的で予見可能、継続的な新しい資金源が必要だとし、このような資金源に途上国が直接、無条件でアクセスできるようにする必要があると主張した。中国は、適応技術の重要性を強調、これには「ハード」な技術と「ソフト」な技術の両方が含まれると述べた。多くの締約国が、キャパシティビルディングや長期の適応の必要性、当面の適応ニーズに対応する必要性、リスク軽減戦略の必要性を強調した。このほか議論された項目は次のとおり：適応活動の全コストに資金を提供するべきか、増分コストに提供するべきか；相互の信頼；適応活動と援助の

マッチング；脆弱性の評価；条約の枠外の資金；条約の枠外での適応支援を援助約束の一部として計算に入れるかどうか；貧困削減や持続可能な開発を目的とする資金を適応に振り向けるかどうか；政府開発援助（ODA）と適応資金供与との差異化。

実施に関し、締約国は、適応行動の実施、適応を可能にする活動および環境の整備について議論した。締約国は、他の問題の議論とともに、次の必要性を指摘した：短期と長期の両方の適応ニーズを考える必要性；気候関連の損失や被害への補償；生態系に関する手法；インフラ関連以外の行動の必要性。EUは、適応措置を、国や地域そして地方の計画に組み込む必要があると述べた。日本は、情報交換の重要性を説いた。ガンビアは、国家適応行動計画の速やかな実施を提案、不適応を避ける必要があると主張した。アフリカングループは、地域の適応および研究センターのネットワークが重要であるとし、先住民の知識に配慮することを説いた。

リスクの軽減に関し、締約国は、特に次の項目の重要性を強調した：天候および気候情報へのアクセス；コミュニティレベルでのキャパシティビルディング；小島嶼後発途上国（SIDS）およびLDCsに固有のニーズ；各国間および各国内での損害・損失の不均衡な分布；災害救助と対応能力強化戦略との統合。バングラデシュは、脆弱性指標の策定を提案した。ウガンダは、各国の早期警報システムの強化を求めた。

また締約国は、**保険**を適応戦略として用いることも検討した。AOSISは、保険と補償、リスク軽減の3つの要素を含めたマルチウィンドーメカニズムを提案した。締約国は、特に、保険を適応の下で検討するべきか、それ自体で検討するべきか議論し、リスクの移転とリスク軽減との違いについても議論した。オーストラリアは、保険メカニズムが逆インセンティブとなる可能性を指摘した。

資金と技術：この問題は、最初3月29日のプレナリーで取り上げられた。技術移転に関する専門家グループ（EGTT）議長のArthur Rolleは、2013年以降の長期予想、セクター別アプローチ、将来の資金オプションと実績指標に関する報告書3件を発表した。（FCCC/SB/2009/Inf.1-3）その後、Machado副議長が議長を務めるコンタクトグループで、資金と技術の提供に関する問題を議論した。

このコンタクトグループでは、資金の調達とアクセス、技術の開発と移転、組織構成とREDD+について議論した。途上国は、資金と技術がコペンハーゲンでの合意の「成否」を決める要素だと主張した。

資金源に関し、G-77/中国は、この資金源は新規で、追加的、適切で、予見可能であり、十分かつODA向け資金に追加的であること、また増分コストに資金を提供する必要があることを強調した。インドは、増分コストを計算する算定基準がないと指摘した。メキシコは、同国が提案した、先進国の貢献度評価に則って資金を調達するグリーン基金について再度説明した。ノルウェーは、炭素クレジットの競売入札による歳入を財源とするという同国の提案に焦点を当て、韓国は、NAMAsクレジットを提案した。スイスは、二酸化炭素

1トン当たり2米ドルの炭素税という同国の提案を指摘した。一部の締約国は、提案されている資金オプションが、歴史的な責任の問題や、共通だが差異ある責任の原則、そして対応能力といった問題にどのように対応しているか検証することを提案した。インドは、世界炭素税を協調させる場合の課題に焦点を当てた。カナダは、資金に関するEGTTの提案を指摘、タンザニアは、資金提供約束を遵守することの重要性を説いた。また締約国は、適応に対する公的資金供与の必要性を指摘、経済刺激策パッケージの規模と気候問題への資金供与額の規模を比較した。

技術に関し、中国は、技術ロードマップの必要性を強調した。EUは、UNFCCCが仲介役としての役割を果たすべきだと述べた。中国は、行動に基づくメカニズムを希望した。多くの途上国が、技術のニーズを細かく評価するあまり、その実施とぶれが生じることがあってはならないと述べた。

途上国での知的財産権(IPRs)に関し、ボリビアは、強制的な免許、自主的な免許、特許のプール、そして／または控除の延長を提案した。日本は、IPRsは保護されるべきであるとし、IPRsが技術開発の根幹であることを強調した。パキスタンは、民間のIPR保持者と途上国との契約を推進するため、国レベルでのインセンティブを導入するよう先進国に提案した。

締約国は、緩和技術と適応技術のバランスをとり、技術のニーズと民間部門の資源とを結びつける推進措置、情報センターの活用、技術移転の規模および速度の評価について議論した。また締約国は、研究開発(R&D)の問題も取り上げ、共同研究開発活動の必要性、気候技術の研究開発に振り向ける公的資金の規模拡大、地域研究開発センターについても議論した。

組織構成に関し、多くの先進国が、既存のメカニズムの強化を提案したが、途上国の多くは、新しい組織の設置を提案した。締約国は、効率的で効果的、透明性のあるメカニズムの必要性、G-77/中国が提案した多国間技術基金、メキシコが提案したグリーン基金、統合的な資金提供組織とするべきか、セクター別または分野別の方式とするべきかについて議論した。締約国は、評価メカニズムの必要性、メカニズムをCOPの下とするべきかどうかについても議論した。アフリカグループは、発明センターへの支持を表明した。AOSISは、地域別のメカニズムとLDCsおよびSIDS向けの特別なメカニズムの必要性を指摘した。ブラジルは、評価メカニズム自体が、技術移転の障壁にならないようにする必要があると主張、ノルウェーは、リーケージ問題への対応なしに資金問題の解決はないと主張した。締約国は、組織の統治構造や、資金へのアクセスとなる組織の倍増効果についても議論した。

REDD+に関し、締約国は、資金オプションについて議論した。ノルウェー、その他多数の国は、多段階で実績ベース手法を導入することの重要性を強調した。パナマは、REDD+基金創設の可能性に対し、資金調達オプションに関して、テクニカルペーパーを作成することを提案した。パプアニューギニアは、多数の資金

の流れを統合して体系化し、段階別プロセスをとりやすくする必要があると主張、多くの締約国がこれを支持した。同代表は、さらに炭素市場の安定化を図る必要があるとし、割当量単位(AAUs)を別にする可能性を提案した。タイは、REDDの部門横断的な特性に注目した。EUは、適応資金とのシナジーと共同便益に焦点を当てた。環境十全性グループ (Environmental Integrity Group) は、先住民の権利を認め、統治することの重要性を説いた。サウジアラビアは、REDDと他の緩和活動、たとえば炭素回収貯留 (CCS) との比較可能性に注目した。

その他の事項：これは3月29日日曜日のプレナリーで初めて取り上げられ、議長のZammit Cutajarは、議長のシナリオノート (FCCC/AWGLCA/2009/2) に記載するとおり、2009年に追加の会議を開催するかどうか、開催するならどこでいつ行うか決定する必要があると指摘した。締約国は、Zammit Cutajarが議長を務める非公式会議を数回開き、会合最終日の午後まで続けた。AWG-LCAプレナリーは、4月8日水曜日、結論書 (FCCC/AWGLCA/2009/L.2) を採択した。

議論の焦点は次の項目であった：追加会合開催の価値、少数代表団や途上国の負担、提案されている会議がCOP15に近すぎる事、各国およびグループ間の調整が難しいこと。また締約国は、開催の可能性がある場所、会議の組織構成と途上国締約国からの参加に対する財政支援、提案されている会合の1つが非公式なものであることから、これが特にオブザーバー組織に与える影響についても議論した。最終合意では、提案されている2番目の追加会合を2週間から1週間に短縮、また非公式の会合でもオブザーバーの参加を認めることが決議された。

AWG-LCA結論書：結論書 (FCCC/AWGLCA/2009/L.2) において、AWG-LCAは、事務局に対し、財政的に許される限り、2009年8月10-14日にドイツのボンで非公式会合を開催し、11月2-6日に第7回再開会合を開催する、ただし後者の場所は後日発表することを要請した。AWG-LCAは、各会合の作業構成をその1つ前の会合で決定し、オブザーバーやメディアも現行の手順に則って登録し会合に出席することができると指摘した。またAWG-LCAは、非公式会合ではAWG-LCA 6の作業構成や準備作業に影響するような決定ないし決議は行われないと指摘した。

閉会プレナリー：4月8日水曜日の閉会プレナリーで、議長のZammit Cutajarは、追加の文書提出の期限が2009年4月24日であると指摘、AWG-LCA 6での作業構成の概要を説明、初めは単独の会合グループとして会議を開催するよう提案、交渉文書草案を上から下まで読み上げた。

Gender Constituencyは、その閉会ステートメントの中で、低炭素社会への移行を社会的に公正なものにしなければならないと指摘、最も脆弱なものニーズを認識するべきだと述べた。Indigenous Peoples (先住民族) は、REDDについて、現地先住民社会の事前の了解を得るべきであり、統治の全ての段階に先住民族の参加

を図るべきだと述べた。スーダンがG-77/中国の立場で発言、先進国からの約束が極めて少なかったことに懸念を表明、真剣に条約を実施しようとの努力がかけられていることを懸念した。メキシコは環境十全性グループの立場で発言、AWG-LCAでの作業は持続可能な開発の面でも世代間に重大な影響をもたらすと指摘した。同代表は、科学的な結論に疑念を抱く傾向は心配だと指摘、今後の各会合で明確な指標を打ち出すよう求めた。レソトはLDCsの立場で発言、最も脆弱な諸国での悪影響回避を、重要な指針原則とするべきだと強調し、先進国が適応行動に一定の財政支援をするよう求めた。

EUは、REDDやNAMA登録簿、技術移転といった一部のアイデアでは理解が進んだと指摘した。カナダは、この会合では共通のビジョン関連で進展があったと指摘、長期の道筋の可能性、REDDの全緩和ポテンシャル量の認識、適応および技術移転をその例として挙げた。

アルゼンチンは15の中南米カリブ海諸国を代表して発言、極めて大胆な排出削減を求めた。同代表は、途上国での適応の必要性にも注目した。モーリシャスは、等しい発展を遂げる権利を求め、先進国が現在の約束を守るよう要求した。

インドは、バリ行動計画に基づく交渉文書にするべきだと主張、「先進途上国」や「低炭素開発戦略」といったマンドートにない新たな問題を文章に取り入れてはならないと述べた。ボリビアは、先進国が気候面での債務を支払うべきだと主張した。

米国は、実用的な手法を要求、適応や財政支援構造など多くの問題で議論のとりまとめが行われたと指摘した。日本は、AWG-KPでの作業と一貫性を持たせる必要があると指摘した。マーシャル諸島は、速やかに信頼できる緩和目標をたてるよう要求、行動に即した法的拘束力のある合意を求めた。アルジェリアは、二つの経路（トラック）を結び付けようとする、途上国間の差異化をはかることは、AWG-LCAでの進展を遅らせ、コペンハーゲンでの合意達成を困難にする可能性があるとして主張した。

報告官のLilian Portillo (パラグアイ)は、この会合の報告書草案 (FCCC/AWG-LCA/2009/L.1) を提出、締約国はこれを採択した。議長はCutajarは、コペンハーゲンでの合意成果の形式についていつから協議を開始するのが適切か、締約国がそれぞれの見解をまとめるよう求めた。同議長は、閉会にあたり、WG-LCAでの成功をもたらす8つの材料として、ビジョン、科学、迅速性、原則、約束、実際主義、大胆さ、革新に注目した。AWG-LCA 5は午後7時28分、会議を終了した。

附属書I 締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ

AWG-KP 7は、3月29日曜日(ノルウェー)が開会、Harald Dovland (ノルウェー) が引き続き議長を務め、Mama Konate (マリ)が副議長を務めた。

議長の Dovland が会合の開会を宣言、締約国は、議題書 (FCCC/KP/AWG/2009/1) を採択した。議長の Dovland は、COP/MOP 4 での新しい議長と副議長の選挙に関する合意を指摘、Eric Mugurusi (タンザニア) による協議が終了していないと報告した。Mugurusi は、中南米カリブ海諸国グループとアフリカグループの両グループから候補者が指名されていると指摘、協議を続けると述べた。議長の Dovland は、手順規則の草案に基づき、次の役員が選出されるまでは、現在の役員が引き続き職にとどまると述べた。

スーダンと中国の立場で発言、議定書3.9条 (附属書Iの更なる約束) に規定する附属書Iマンドートの達成の遅れに懸念を表明した。同代表は、この会合においては、附属書I締約国による排出削減量の全体規模の審議に焦点を当て、法的な改定文書案に関する結論書の採択が必要だと主張した。同代表は、この2つの目的に沿った議題構成を求めた。

オーストラリアはアンブレラグループとして発言、附属書I諸国による緩和努力の比較可能性を評価する作業は極めて複雑であると述べた。同代表は、AWG-LCAとの相互依存を指摘、両グループ間の一貫性を保ち、一致を図る必要があると主張した。

グレナダはAOSISとして発言、IPCC AR4以降の科学情報によると、気候変動は予想をはるかに上回る早さで進行しており、またこれまでの研究では行動しないことによる費用が相当程度過小評価されていると指摘、こういった情報を取り入れる必要があると主張した。同代表は、350 ppmをはるかに下回る水準での安定化を要求、排出量は2015年をピークとするよう求めた。ナイジェリアはアフリカグループとして発言、対応措置の影響結果ポテンシャルを議論することの重要性を訴えた。

EUは、2°C以下での温暖化に限定する必要があるとし、決定的な閾値を越えてしまう可能性は避けるべきだと主張した。同代表は、AWG-LCAとのシナジーを強調、コペンハーゲンでは、総合的で意味のある結論を出すよう求めた。

スイスは環境十全性グループとして発言、新しい温室効果ガスの文書化と柔軟性メカニズムの改善を支持した。同代表は、両AWGs間の情報交換を求めた。

レソトはLDCsとして発言、附属書I諸国による大幅で野心的な排出削減約束を要求、議定書の下での努力で最も脆弱な国が制約されることは避けて欲しいと述べた。

作業構成：議長の Dovland は、作業構成文書 (FCCC/KP/AWG/2009/1 と 2; FCCC/KP/AWG/2008/8) を提出した。南アフリカは G-77/中国として発言、柔軟性メカニズムならびに LULUCF に関するコンタクトグループの設置に反対し、非公式協議を希望した。同議長は、附属書 I の排出削減量と議定書改定案に絞って議論するよう求めた。EU、オーストラリア、日本、カナダは、柔軟性メカニズムと LULUCF に関するコンタクトグループの継続維持は必要だと主張した。締約国は、影響結果ポテンシャル、排出削減量、法的問題、柔軟



Earth Negotiations Bulletin
AWG-LCA5,AWG-KP7
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg5/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

性メカニズム、LULUCFに関するコンタクトグループを設置することで合意した。またこのほかの課題である、温室効果ガス・部門・排出源、共通基準、セクター別排出量達成の可能性についても、協議することで合意した。

附属書 I 排出削減量：附属書 I 諸国全体の排出削減量と各国の排出削減量という議題項目は、3月30日月曜日のAWG-KPプレナリーで取り上げられ、その後Dovland議長が議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議でも協議した。AWG-KPの閉会プレナリーは、4月8日水曜日、結論書(FCCC/KP/AWG/2009/L.6)を採択した。

議長のDovlandは、3月27日土曜日、附属書 I 締約国による排出削減量の達成規模に関する非公式の会合前ワークショップ(FCCC/AWG/KP/2009/CRP.1)が開催されたと報告、進展を強調した。

2009年AWG-KP作業計画(FCCC/KP/AWG/2008/8)によると、附属書 I 全体の排出削減量範囲については、AWG-KP7での結論書採択が求められている。ミクロネシアはAOSISの立場で発言、さらにアルゼンチン、ベニン、チリ、コロンビア、コスタリカ、ガンビア、グアテマラ、エクアドル、エルサルバドル、ケニア、モザンビーク、パナマ、ペルー、セネガル、トーゴ、ウガンダを代表して発言、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が第四次評価報告書(AR4)を発表して以降の科学的発見事項に注目、350 ppm.以下での安定化を求めた。同代表は、附属書 I 諸国が議定書の締約国であるなしに拘わらず、その全体排出量を2020年までに1990年比で少なくとも45%、2050年までに95%以上削減することを要求した。この会合の後、LDCsおよびアフリカグループは、上記の立場に対する支持を表明したが、非附属書 I 諸国の中には別の意見を披露する国もあった。たとえばインドは、全ての附属書 I 諸国の排出削減量目標を全体で1990年比40%とするよう求めた。

EUは、附属書 I 全体の排出削減量範囲を2020年までに30%とするよう提案した。同代表は、EUが2020年までに排出量を1990年比で一律20%削減し、世界全体が努力する場合には、削減率を30%に上げることを約束したことを繰り返した。ノルウェーは、2030年までにカーボン・ニュートラルを実現するとする同国の目標を再度表明した。オーストラリアとニュージーランドは、450 ppm.での安定化を支持した。オーストラリアは、2020年までに2000年比で5%無条件に削減し、世界的に努力が広がるなら15%削減するという自国の約束に焦点を当てた。カナダは、現在の排出量が2000年レベルになっていると指摘、経済成長と排出削減を乖離させるプロセスに焦点を当てた。ベラルーシは、同国を附属書 B に加える必要性を強調、ベラルーシ改定案を発効させるため、その批准を進める必要があると指摘した。

日本とロシア連邦は、更なる排出削減のため国内プロセスを進めていると述べた。日本は、6月に中期目標を発表するとし、2050年までに世界の排出量を半減させることに支持を表明した。日本は、IPCC AR4が附属書 I 諸国全体の削減範囲を25-40%としてことに疑念をはさみ、一定の安定化レベル達成にいたる道筋は複

数以上ありうるとし、政治的経済的要素を検討する必要があると述べた。中国と日本は、AR4 が交渉の結果の産物でないことを強調した。

ツバルは、附属書 I 締約国の多くが現行の具体的な数値目標さえ達成していないことへの失望感を表明、AWG-KP は AWG-LCA の下での行動を可能にする「信義を築く場」と主張した。ニュージーランドは、「共通ビジョン」での合意を求め、AWG-KP において約束を最終決定する前に AWG-LCA の下で世界目標をたてるよう要求した。インドは、AWG-LCA では全附属書 I 締約国の排出削減量の全体範囲について合意し、議定書の非締約国に対する個別目標も決定する、他方 AWG-KP では議定書締約国ごとの目標に焦点を当てることを提案した。日本とロシア連邦は、結論書の中に AWG-LCA との協力という文言を入れるよう要求、いくつかの途上国がこれに反対した。締約国は、「条約と議定書間では引き続き一貫性のある手法を用いる」必要があるとの表現を再度用いることで合意した。閉会プレナリーで、日本は、AWG-LCA との協力に関して同国が表明した立場を会議報告書に盛り込むよう要求した。

AWG-KP 7 で解決されるべき最後の問題は、結論書の中に提案された数値や新しい科学的な発見を入れるかどうか、入れる場合にはどのように入れるかであった。南アフリカは、排出削減の全体範囲について AWG-KP が既に 2 回にわたり合意していることを想起し、「コペンハーゲンまでこの問題が持ち越される」ことへの警戒感を表明した。南アフリカおよび他のいくつかの途上国は、附属書 I 諸国の更なる排出削減量に関する AWG-KP の作業から明確かつ強力なシグナルが送りだされることを求めた。Ian Fry (ツバル) の主宰する非公式協議の後、締約国は、水曜日の夕方、文章を追加する必要があることで合意に達した、特に AR4 以降の科学的発見事項に関し一部締約国から出された情報を指摘、排出削減規模は AWG-KP 8 でも「重要な焦点」になると指摘した。

排出削減総量の範囲決定を進めうる手法に関し、締約国は、附属書 I 締約国が既に行っている約束をとりまとめ、その後事務局が作成する非公式な表に組み入れるとする EU の提案に賛成した。法的問題に関するコンタクトグループでも、集約範囲に関する多くの提案が再度提示され、議定書 3.9 条に基づく改定の可能性に関する議長のノンペーパーに括弧書きで入れることとなった、このノンペーパーは 6 月会合で交渉文書に発展することが期待されている。南アフリカ (FCCC/KP/AWG/2009/CRP.3) および別な非附属書 I 諸国は、2013-17 年および 2018-22 年の約束期間における附属書 I 各国の目標値の提案を提出、これもノンペーパーに記載された。

気候の正義ネットワーク (Climate Justice Network) は、閉会プレナリーで、北の各国政府は南の各国政府に不当な圧力をかける一方、それぞれの法的、倫理的な義務の達成を拒否していると述べた。同代表は、北のものや南のエリートがそれぞれの生活様式を変え、完全な「気候債務の返還」を行うよう要求した。日本の気候ネットワークは、450 ppm のシナリオを「危険な高さ」とし、附属書 I 諸国の排出量を 2020 年までに 40% 以上削減する必要があると述べた。

AWG-KP 結論書：結論書(FCCC/AWG/KP/2009/L.6)において、AWG-KP は、条約の下、特に議定書の下の他の組織と作業の調整を図ることを再確認し、条約と議定書の間で一貫性を保たせる必要性を想起する。AWG-KP は、一部の附属書 I 締約国が排出削減の数値目標の可能性ならびに制限量の約束を行っているとの情報に留意、これを行う用意のある附属書 I 締約国に対し、AWG-KP 8 の前に更なる情報を提供するように求める。同結論書は、最近の科学文献では AR4 が評価した水準以下での安定化が分析され、「したがって気候変動への対処の緊急性が増した」とする AWG-KP 7 提出の情報に留意する。同結論書は、附属書 I 締約国全体の排出削減量規模が、AWG-KP 8 でも引き続き「重要な注目点」になると考えていることでも合意する。

AWG-KP の作業計画におけるその他の課題：法的問題：この問題（FCCC/KP/AWG/2009/3、FCCC/KP/AWG/2009/Misc.6 と付録 1-2）は、4 月 1 日の AWG-KP プレナリーおよび Dovland 議長が議長を務めるコンタクトグループ会合ならびに非公式協議で議論された。AWG-KP は 4 月 8 日、結論書（FCCC/KP/AWG/2009/L.5）を採択した。

AWG-KP 議長が AWG-KP 8 向けに作成する文書が議論の焦点となった。一部の締約国は、2013 年以降の法的枠組に関する一般的な意見を述べた。また締約国は、議定書 3.9 条（附属書 I の更なる約束）に厳密に限定した議定書改定オプションなど議長のノンペーパーについても検討した。

法的枠組に関し、日本は、議定書の「狭義の改定」では 2013 年以降の気候体制に向けた適切な基礎とはならないと指摘、日本は、米国や主要途上国が参加する広範な法的枠組にしか参加しないと主張した。日本、オーストラリア、カナダ、その他いくつかの先進国は、コペンハーゲンで一貫性のある総合的な成果を得る必要があるとし、AWG-LCA との協調を提案した。ツバルは、議定書の構造に則り、その上に築く形とすることを求め、コペンハーゲンでは、2 つの別個の方式にするべきだと述べた。オーストラリアは、自国が提出した文書（FCCC/KP/AWG/2009/MISC.6/Add.2）を紹介、2013 年以降の法的枠組として新しい議定書または新しい議定書と京都議定書の改定との組み合わせという 2 つのオプションについて説明した。同代表は、後者のオプションでは、AWG-LCA の結果と京都議定書の改定とを結びつける複雑な発効条項が必要になるかもしれないと指摘した。

このような文書の作成に関し、議定書 20 条と 21 条は、議定書本体またはその附属書の改定案は当該提案の採択を図る会議の 6 ヶ月前に締約国に通知しなければならないと規定している。この「6 ヶ月の規則」を守る上で期限前の最後の会合となるのが 6 月の AWG-KP 会合であり、ここで作成されるべき文書をどのような対象範囲と性質を持つものにするべきかが議論された。

いくつかの途上国は、議定書 3.9 条に基づく AWG-KP のマンデートに注目、附属書 I 締約国の更なる約束に焦点を当てる必要性を強調した。中国、その他は、第 2 約束期間で必要とされる改定は限定的であり、技術的なものになると主張した。EU その他の先進国は、AWG-KP の作業計画には柔軟性メカニズムや LULUCF といった他の問題も含まれていると指摘した。EU、ニュージーランド、その他は、約束を最終決定する前に

LULUCF の規則について合意する必要があることを強調した。スイスは、作業計画の全ての問題を包括的に検討する「包括委員会」の設置を支持した。ツバル、その他は、収益の一部 (Share of Proceeds)制度を共同実施や排出量取引にも拡大することなど他の問題も検討することに支持を表明した。

締約国は、議定書 3.9 条に基づく改定案、ならびに AWG-KP 6 の結論書(FCCC/KP/AWG/2008/8)の 49 項に記載する他の問題に関する文書を 6 月会合向けに作成するよう、AWG-KP 議長に要請することで合意した。ボリビアは閉会プレナリーで、AWG-KP には COP/MOP 5 で附属書 B の改定を採択する「明確であやふやなところがない」義務があるとし、これが AWG-KP のただひとつの義務であることを強調、この点をこの会合の報告書に入れるべきだとのステートメントを発表した。同代表は「他の問題」に関する文書は全て、議定書 3.9 条に係る改定案文書と明確に区別するべきだと述べた。

また締約国は、議定書 3.9 条に厳密に関わる改定案に関する Dovland 議長のノンペーパーについても議論し、附属書 B の改定、および改定の結果として必要となる本文の改定に焦点を当てた。このノンペーパーには、特に、附属書に関するいくつかのオプションが記載された。多数の締約国は、たとえば一人当たりの排出量に言及すること、異なる基本年と比較した目標表現など、新しいコラムを附属書 B に追加することを提案した。ニュージーランドは、附属書 C の追加を提案、附属書 I の約束ではなく、それぞれの締約国が約束をどう表現するかを選択に幅を持たせるよう提案した。ツバルは、自主的な約束に関する附属書 C を提案した。またノンペーパーには、議定書の関連条項への追加または変更の可能性も含まれる。締約国は、附属書 I 諸国の排出削減量の集約範囲および約束期間の長さに関する文書も提案した。ノンペーパーについて正式に決定されたわけではないが、Dovland 議長は、「6 月の会合で何の文章もなかったら、驚きだ」と述べた。

閉会プレナリーで、Dovland 議長は、AWG-KP が交渉文書の検討を始めたことはこの会議の「飛躍的な進歩」だと評した。

AWG-KP 結論書: 結論書 (FCCC/KP/AWG/2009/L.5) において、AWG-KP は特に下記の項目を記載する :

- 6ヶ月規則を想起する
- 作業の成果を、COP/MOP 5の採択にまわしたことを再度声明する
- 議長に対し、議定書3.9条に基づく改定案、ならびにAWG-KP 6報告書 (FCCC/KP/AWG/2008/8) 49項記載の問題に関する文書を作成するよう求める。
- 締約国に対し、2つの文書に係る問題に関し、それぞれの見解を追加提出するよう求め、議長に対し、この提出文書ならびにAWG-KP 7で求められる他の提出文書について検討することを求める
- 重複作業を避け、附属書I締約国の約束に関して条約および議定書間で一貫した手法をとるべく、条約の下、特に議定書の下他の組織およびプロセスと作業の協調を図ることを再確認する

柔軟性メカニズム：この問題（FCCC/KP/AWG/2009/4; CCC/KP/AWG/2009/INF.1; FCCC/AWG/2009/MISC.3と付録1-2; FCCC/KP/AWG/2008/5; FCCC/KP/AWG/2008/8）は、3月30日月曜日のプレナリーで初めて取り上げられ、その後Christiana Figueres Olsen（コスタリカ）とGertraud Wollansky（オーストリア）が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議で議論された。AWG-KPのプレナリーは、4月8日水曜日、結論書（FCCC/KP/AWG/2009/L.2）を採択した。

柔軟性メカニズムの改善可能性に関する議長覚書(FCCC/KP/AWG/2009/INF.2)を基に共同議長のノンペーパーが作成されたが、このノンペーパーが議論の中心となった。締約国は、会合時間の大半を割いて、この文書を検討し、一部のオプションを合体させ、他のオプションは削除し、いくつかのオプションはそのまま残した。2, 3のものが削除された。

クウェートは、航空輸送および陸上輸送を含めることに反対し、クリーン開発メカニズム（CDM）を改善する可能性があるとしてCCSに注目した、さらにクウェートはサウジアラビアと共に、セクター別のクレジットの発行に反対した。オーストラリアは、LULUCFおよびCCSをより効果的に扱うよう提案した。パナマは中央アメリカ諸国とドミニカ共和国の立場で発言、環境面の十全性を強調した。ビジネス界、産業界の組織は、金融専門家との協議の必要性を強調した。

また締約国は、議長覚書に示す附属書I（大きな影響可能性をもたらしうる改善可能性）および附属書II（他の改善可能性）に関し、結論書でどう言及するか議論した。スイスは附属書IIを脚注ではなく文書自体に入れることを提案した。ロシア連邦は、附属書Iと附属書IIに関する作業では立場が異なることを認める必要があるとし、2つの附属書の統合に反対した。両附属書とそれぞれの作業上の立場に言及する新しい妥協案を入れることになった。

AWG-KPの他のコンタクトグループと同様、最後に解決しなければならなかった問題の1つは提出文書の問題であった。南アフリカは、柔軟性メカニズムの改善可能性のうち技術面に関して締約国の文書提出を求めるよう提案、中国、インド、ブラジルはこれを支持した。参加者は、法的問題での議論の結果を結論書に結びつけるかどうか、結びつける場合はどうするか、AWG-KPの議長がAWG-KP 8向けに作成する文書に新しい提出文書の中身を反映させるべきかどうか議論した。締約国は、他のグループにあわせて、AWG-KP議長は新しい提出文書を考慮するべきとすることで合意した。

AWG-KP結論書：結論書（FCCC/KP/AWG/2009/L.2）で、AWG-KPは、附属書Iおよび附属書II（FCCC/KP/AWG/2008/5）に記載する改善可能性の議論を継続し、協議の結果得られた進展は附属書Iに反映させることとし、附属書IIについては協議中とする。同AWGは、各締約国に対し、附属書Iおよび附属書IIに

関する見解を2009年4月28日までに提出し、AWG-KP 8での審議にかけることを求め、法的問題に関する結論書の協議を継続し、過去および将来の締約国提出文書についても協議を継続することで合意する。

土地利用・土地利用変化・森林：この問題（FCCC/KP/AWG/2009/4; FCCC/AWG/KP/2009/INF.1; FCCC/AWG/KP/2009/MISC.5 と改定.1 と付録 1; FCCC/AWG/KP/2008/3; FCCC/AWG/KP/2008/5; FCCC/AWG/KP/2008/8）は、3月31日火曜日のプレナリーで取り上げられたほか、Marcelo Rocha（ブラジル）と Bryan Smith（ニュージーランド）が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議でも議論された。AWG-KP プレナリーは、4月8日水曜日、結論書(FCCC/KP/AWG/2009/L.3)を採択した。

締約国は、締約国が提案した概念の一部明確化に焦点を当てることで合意し、これをLULUCFに関するAWG-KP 議長文書(FCCC/KP/AWG/2009/INF.1)に反映させた。締約国は、共同議長が今回の議論を踏まえてLULUCFに関する決定書16/CMP.1に則ったノンペーパーを作成し、交渉の進展を図るべきだということで合意した。

締約国は、森林管理の算定に「棒状アプローチ」を利用するというEUの提案について議論した。EUは、このアプローチは、合意された水準を超過した削減量に対しクレジットを発行し、水準を下回った場合にはマイナスのクレジットを発行すると説明した。ブラジル、ツバル、その他は、特に各国の棒状の形をどう設定するかについてこの概念に対する懸念を示した。ツバルは、森林の定義づけの結果、炭素貯留量の減少が算定されないことになってはならないとし、これを防ぐ方法として、森林バイオマスの減少量算定を義務化するという同代表の提案について説明した。

ツバルの提案のほかにも、緑化の算定とバランスをとるため、植生後退も含めるとする提案や、耕作地管理で炭素が飽和状態にある場合は排出量ゼロまたは除去量ゼロを想定するというカナダの提案、3.4条（追加のLULUCF活動）規定のオプション活動に湿地の回復および劣化も含めるとするアイスランドの提案、伐採木材製品の算定に関するニュージーランドとツバルの2つの異なる提案があり、今回の会合で議論された。また締約国は、（活動ベースの手法に対する）土地ベースの手法についても簡単に触れた、一部のものは、この手法を長期目標として支持するが、今の時点で採用するのは時期尚早であるとしたが、別なものは、これをオプションとして残すことを希望した。

結論書草案について、締約国は、AWG-KP 8前までの提出を求めることで合意した。AWG-KP 議長が考慮に入れるべきものを直近の提出文書と共同議長のノンペーパーに限るべきか、それとも文書作成時に新しく提出された文書も考慮に入れるべきかで、意見が分かれた。締約国は、後者のオプションを希望し、共同議長のノンペーパーでは土地ベースの算定の説明が適正でないとしたが、新たな提出文書はまず締約国間で議論するべきだと主張するものもいた。長時間の議論の後、締約国は、土地ベースの算定については、提出文書や本会合で披露された意見に基づき、詳細をつめることができると附属書に記載し、AWG-KP 議長の文書では全ての提出文書を考慮に入れることで合意した。

AWG-KP 結論書：結論書 (FCCC/KP/AWG/2009/L.3) において、AWG-KP は下記の項目などを記載する。

- 附属書に記載するとおり、AWG-KP 7では進展があったと指摘、これによりAWG-KP 8での議論が進められると指摘する、また附属書に全ての提案が盛り込まれているわけではなく、締約国が提出文書の中で示したオプションや本会合の議論の中で出てきたオプションが全て記載されているわけではないと指摘する。
- 締約国に対し、2009年4月24日までの文書提出を求める
- 結論書の附属書、過去の提出文書および新たな提出文書を、「AWG-KP議長文書の内容において」考慮し、議論を続けることで合意する
- 附属書を基にしたAWG-KP議長文書の作成を要請する
- AWG-KP 8前の締約国間の情報交換、特にデータの交換を勧める。

結論書には附属書をつける、これには2つのオプションがあり、1つは、LULUCFの算定を決定書16/CMP.1に基づく活動ベース手法で行うとするオプションであり、もうひとつは土地ベースの手法で行うとするオプションである。後者のオプション（土地ベースの手法）は、1つの明白なオプションであり、締約国の提出文書ならびにAWG-KP 7で明らかにされた見解を基に、詳細をつめることができるとする説明を附属書の冒頭におく。

対応措置の影響結果ポテンシャル：この問題(FCCC/KP/AWG/2009/INF.3; FCCC/KP/AWG/2009/MISC.4; FCCC/KP/AWG/2008/8)は、3月31日火曜日のAWG-KP プレナリーで取り上げられ、その後、Mama Konaté (マリ)と Paul Watkinson (フランス)が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議でも議論された。AWG-KP プレナリーは、4月8日水曜日、結論書(FCCC/KP/AWG/2009/L.4)を採択した。3月30日月曜日、AWG-KP は影響結果ポテンシャルに関する会合期間中ワークショップ(FCCC/AWG/KP/CRP.2)を開催した。ワークショップの詳細については、下記を参照。

<http://www.iisd.ca/vol12/enb12399e.html>

主要な議題は次のとおり：どの国に注目するか、対応措置のマイナスの影響について更なる科学的証拠が必要かどうか、影響結果と修復策の実施の対比を評価する必要性、プラスの影響結果とマイナスの影響結果のバランスをとる必要があるか、影響結果ポテンシャルの報告方法。異なる意見は結論書の附属書に括弧書きでまとめ、AWG-KP 8での更なる審議に回された。

どの国に注目すべきかについて、締約国は、最も脆弱な諸国に焦点を当てる必要があるとの意見と、全ての途上国全体に焦点を当てる必要があるとの意見に分かれた。中国は、サウジアラビア、インドネシア、そ

の他とともに、影響結果に関する言及は、全ての途上国に関するものとするべきだと述べた。オーストラリア、その他は、これに反対し、最も脆弱な国に焦点を当てるよう提案した。

影響結果の証拠に関し、オーストラリア、EU、日本は、マイナスの影響結果については証拠が必要であると主張、G-77/中国、その他は、この提案に懸念を表明した。セネガルは、プラスの影響結果であっても証拠を示すことは困難であると主張した。G-77/中国は、文書の中で修復策にも触れることを提案したが、EUとニュージーランドはこれに反対した。

締約国は、プラスの影響結果とマイナスの影響結果のバランスをとるかどうかも意見が分かれた、先進国中の数カ国は、両方の影響を認めることに支持を表明した。多くの途上国は、プラスの影響を考慮することに懸念を表明、サウジアラビアは、プラスの影響結果を最大限にするとの表現を警戒した。

影響結果ポテンシャルに対する対応の効果の報告に関し、EUはカナダとともに、報告義務がすでにあることを指摘した。ニュージーランド、その他は、非附属書I諸国の場合、国別報告書に対応措置の影響結果を明記するよう提案したが、アルジェリア、その他はこれに反対した。ブラジルは、国別報告書のプロセスでは時間がかかりすぎ、地球環境ファシリティーからの支援に依存していると指摘、影響結果の継続的な報告を提案した。セネガルは、国別報告書の作成能力には限界があると主張した。ジャマイカは、他の関連文書も用いるべきだと述べた。ナイジェリアは、影響結果の個別評価を支持、影響結果の数値化の難しさを強調した。アルゼンチンは、地域的影響結果の検討を主張した。カタールは、対応措置の影響を明確化する透明性のある報告義務とするよう提案した。

AWG-KP 結論書：結論書 (FCCC/KP/AWG/2009/L.4) において、AWG-KP は、特に、附属書の中に AWG-KP でのさらなる審議を必要とする文章が含まれていることを指摘、締約国に対し、附属書に関する見解を 2009 年 5 月 4 日までに提出するよう求め、AWG-KP 8 において、附属書および締約国の提出文書に基づく影響結果ポテンシャルの議論を再開し、その結果を COP/MOP 5 での検討に付すことで合意する。

その他の問題：この議題(FCCC/KP/AWG/2009/4 と 5)には、対象となる温室効果ガス・部門・排出源、共通の算定基準、セクター別の排出量を対象とする手法の可能性が含まれる。3 月 31 日火曜日のプレナリーで取り上げられ、その後、議長の Dovland が議長を務める非公式協議でも議論された。AWG-KP プレナリーは、4 月 8 日水曜日、結論書 (FCCC/KP/AWG/2009/L.7/Rev.1) を採択した。

議論では、第 2 約束期間で新たな温室効果ガスを対象に含めるかどうか、そして二酸化炭素換算の排出量計算に用いる共通の算定基準に、特に焦点があてられた。IPCC は、共通の算定基準の代案について専門家会議の報告書が完成したと指摘、IPCC-30 での検討にかけられると述べた。同代表は、IPCC が地球規模温度ポテンシャル(GTP)の数値評価を行っておらず、承認もしていないことを指摘、GTP や他の共通算定基準は、第 5

次評価報告書の中で検討されると述べた。締約国は、AWG-KP 8 でもこの問題の議論を続けることで合意した。

AWG-KP 結論書：結論書（FCCC/KP/AWG/2009/L.7/Rev.1）において、AWG-KP は、特に、次の項目の検討が行われたことを認める：対象となる温室効果ガス・部門・排出源の分類；共通の算定基準、セクター別排出量を対象とする手法の可能性、その他の問題；また事務局に対し、当てはまる場合には、締約国の提出文書を参考に、ガスに関する技術の最新情報を提供するよう要請する；異なる共通算定基準に関する IPCC の技術評価に留意する、締約国に対し、2009年4月24日までに文書を提出し、AWG-KP 8 での審議にかけるよう求める。

追加の会議時期：2009年中に追加の会議を開催する必要があるかどうかについて、本会合の期間中を通して、非公式協議が行われた。同じ議題に関する AWG-LCA の議論ともあわせて議論された。

AWG-KP 結論書：結論書（FCCC/KP/AWG/2009/L.8）において、AWG-KP は、2009年8月10-14日、ドイツのボンで非公式な会議を開催し、11月2-6日に第9回再開会合を開催することで合意し、AWG-KP 8 において、この追加会合を含めた作業構成を検討することで合意する。

閉会プレナリー：AWG-KPの閉会プレナリーは、4月8日水曜日午後8時20分に開催された。Eric Mugurusi（タンザニア）が、役員選出に関する協議結果を報告した。同代表は、アフリカグループが候補を辞退し、GRULACの推薦する候補者が残ったと指摘した。締約国は、John Ashe（アンティグア・バーブーダ）を新しい議長に選出、Harald Dovland（ノルウェー）を副議長に、Miroslav Spasojevic（セルビア）を報告官に選出した。新任のAWG-KP議長であるAsheは、時間の制約を指摘、コペンハーゲンに成功させるにはリーダーシップが必要だと主張した。

その後締約国は、この会議の報告書（FCCC/AWG/KP/2009/L.1）を採択した。日本は、AWG-KPの作業範囲に懸念を表明、両AWGsが密接に協力することを求め、トルコ、ロシア連邦、ウクライナ、クロアチア、ベラルーシ、オーストラリア、その他もこれを支持した。日本は、2013年以降の枠組を公平で総合的、効果的なものにするには、AWGs間の協力が必要なことを強調、こういった懸念を会議の報告書に記載するよう要請した。

カナダは、コペンハーゲンで環境上効果のある合意を得るには、AWGsの極めて密接な協力が欠かせないことを強調した。クロアチアは、附属書Iと非附属書I諸国の違いが定められた20年前と比べ、世界が大きく変わっていることを強調した。ニュージーランドは、共通ビジョンや長期の世界目標がない場合、AWG-KPの作業は大きな課題を抱えることになると述べた。ロシア連邦は、これまでの進展では、コペンハーゲンでの総合的で世界的な合意がなされる方向性が出されていないことを嘆いた。オーストラリアは、AWGs間での

一貫性と相互合致のため、あらゆる努力を尽くすよう求め、南アフリカは、両グループがどの会合でも同じ時間、同じ場所で会合していると指摘、これはそれぞれのグループで何がおきているか、締約国が理解していることを意味する、このため公式の結びつきは必要ないと指摘した。

韓国は、環境十全性グループの立場で発言、一部前向きな動きがあったと指摘した。EUは、新任の議長に対し、コペンハーゲンで採択されるべき決定書ならびに改定案に関する文書作成という明確なマンデートが与えられていることを強調した。同代表は、AWG-KPのマンデートが、作業計画に示す広範な問題全体を対象としていると主張、ニュージーランドは、これらの問題は実は「同じ課題のさまざまな側面」である、具体的には附属書Iの更なる排出削減の種々の側面であると述べ、目標策定の前にLULUCFの規則の最終決定を図る必要があることを強調した。

スーダンと中国の立場で発言、AWG-KPの「極めて明確かつ決定的な」マンデートは、附属書I締約国の排出削減量について結論に出すことだと述べた。同代表は、附属書I締約国の排出削減について実質的な審議がなされなかったことに「極めて大きな失望」を表明、AWG-KPはスケジュールが遅れていると指摘した。同代表は、他の問題も重要だが、それによりAWG-KPの中心議題から議論がそらされることがあってはならないとし、対応措置の影響結果ポテンシャルに関する議論がなされたこと歓迎した。さらに同代表は、「この惑星を救うには」、コペンハーゲンで合意する必要があることを強調した。

いくつかの途上国が、附属書Iの排出削減量に関する結論への失望感を表明した。ボツワナは、歴史的な責任という話が歴史的かつ現在の無責任にすりかえられているようだと述べた。中国は、大気が附属書Iの排出量で「極端に占有されている」とし、途上国の持続可能な発展の余地を閉ざしていると述べた。同代表は、附属書I締約国に対し、責任を示し、具体的なステップを踏んで前進するよう求めた。レソトは、交渉の中で科学にも疑念の目が向けられたことへの失望感を表明した。

米国は、「時代は変わった」ことを強調、米国は、より積極的になるであろうとし、柔軟性メカニズムやLULUCFなど、AWG-KPでの多様な課題に関心を示した。

議長Dovlandは、AWG-KP 7で達成されたことを過小評価するべきでないことを強調、AWG-KP 8で作成されるべき文書について合意に達したことに注目、6月には議論もギアチェンジするだろうと主張した。同議長は、副議長のKonateや、事務局員を始めとする全員に対し、ともに作業を続けてくれたことへの感謝の意を表し、AWG-KP議長を務めたことは光栄であったと述べた。同議長は、午後10時46分、閉会を宣言した。

AWG-LCA 5とAWG-KP 7の評価概要

氷河は、「巨大でゆっくりと動く氷の塊であり、いくつもの雪の層が押しつぶされてでき、重力や高い圧力を受けて、ゆっくりと形を変え、流れていく」

国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の交渉は、「氷河の流れる速度」でしか進まないといわれることがある。問題は、人為的な気候変動の場合、氷河が早く進み始めることだ。長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループの第5回会合(AWG-LCA 5)と、京都議定書の付属書I締約国による更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ第7回会合(AWG-KP 7—英文で5とあるのは誤植—訳者)では、南極のウィルキンズ棚氷を岸に貼り付けていた最後のアイスブリッジが崩壊したとのニュースが流れた。このニュースに懐疑論者でさえも、気候変動や氷の動きがいずれは交渉のペースを抜き去るのではないかと考え始めたようだ。2013年以降の気候変動体制で合意し、気候変動に対する懸念の高まりに重要な政治的対応を示すはずのコペンハーゲンでの重要な会議まで、あと8ヶ月をきっている。

ボンの会議の主要目的は、さほど目立ったものではなく、単に2つのAWGsの交渉文書を作成することだが、時間がなくなってきており、6月にはどうしても「真剣な議論」を始めなければならないというのが、参加者全員の認識である。UNFCCC事務局長のYvo de Boerが想起したとおり、交渉時間という意味では、コペンハーゲンまで数週間分を残すだけである。緊急性の認識は、UNFCCCのプロセス以外にも広がっており、ボン会合のほんの数週間前にコペンハーゲンで開催された気候変動に関する国際科学会議では、IPCCの最悪のシナリオ(あるいはさらに悪い)が実際に起きているとの背筋を寒くするメッセージが出された。しかも、大きな世界的経済危機の最中に実現しようとしているのである。多少ともプラスの面に目を向けると、米国の新政権がようやく交渉のテーブルに戻ってきており、交渉に参加するとの明確なシグナルも送ってきた、しかし各国国内の支持を取り付けられる具体的な提案をするには余り時間がない。このプロセスに詳しいものの多くは、コペンハーゲンでの合意可能性に自信を見せ、大きな流れをつかむには時期尚早だと指摘した、締約国は、交渉文書を面前して始めて真剣に動きだすものだとは指摘した。しかし今後の作業が山積みになっていることで懸念する向きも増えており、ボンでの交渉ペースに失望感を表明するものも多かった。

この評価概要は、AWG-LCA 5およびAWG-KP 7での進展状況を確認し、あと8ヶ月という重要な時期に残された主要な課題について分析し、特に多様な交渉フォーラムや課題の相互関連性、すなわち、ある1つの部分が動くと、他の部分がついていく、逆に、1つの課題で進展がなければ、他もそれにつられて先へ進めないという相互関連性に焦点が当てられた。この意味で、ボンで繰り広げられた会議プロセスをたとえるなら、氷河の進行速度というよりは、氷河の動力学の方が似つかわしいかもしれない。

ボン会合の進捗度の特徴

参加者の多くが、2009年の最初の交渉会議であるボンでの会合の主目的は、6月の会合で2つのAWGsの交渉文書がテーブルに載るようにすることであり、その文書の中に、締約国が早速詳細を付け加えられるような具体的なアイデアをバランスの取れた形で盛り込み、あまり座り心地のよくないアイデアについては括弧書きで入れることだと理解している。別な言い方をすれば、多くのものが、今回の会議は、コペンハーゲンでの合意に盛り込む要素を明らかにし、その詳細を検討する重要な一段階と見ていた。弁護士は、「6ヶ月規則」にも注目した、この規則は、コペンハーゲンでの採択を目指す、議定書の改定案または他の法的文書案は、2009年6月までに締約国に伝えなければならないことを意味する。1997年の京都議定書の採択でも見られたとおり、今回のコペンハーゲン会議でも、交渉が、最後まで続くことは確実である（さらにクリーン開発メカニズムのような最終段階での意外な決定もありうる）、しかし6ヶ月規則に従うなら、提案書に主なアイデアを網羅する必要がある。

AWG-LCA : AWG-LCAは、言い古された立場や一般的な声明の繰り返しに見えたかもしれないが、今回の会合では、議論が次第に実際的なものになり、多少は詳細に目を向けた議論もできたとする参加者が多数いた。この会合の前に提出された文書は、議長覚書の基礎をなし、高度に抽象的なものを含んだところが特徴であった。今回の会合では、進行するにつれ、特定の内容が明確になった。これは特に、適応の議論、さらには途上国での国内の適切な緩和行動（NAMAs）の概念に関するもので顕著に見られた。また途上国での森林減少および森林の劣化（REDD）による排出量の削減に関する議論でも、保全を含めた（ただし差異ある形で）「REDD+」とすること、さらには提案の詳細について、意見の集約が見られた。

会合後、多くのベテラン参加者が、AWG-LCAの公式プロセスでは前進が見られ、交渉文書に含めるべきアイデアの取りまとめに向け一歩前進であったと述べた。その一方で、全ての参加者が、机上に積み上げられた課題の多さだけでなく、多くの重要問題で相当な意見の不一致があることを指摘、なかでも共通ビジョンでの目標設定、さらには資金や技術移転に関する条約の役割を行動に即したものにすべきか、それとも助言役とするかでは意見が対立した。事実、ガバナンスの課題に関する議論、特に資金や技術移転のガバナンスに関する議論は始まったばかりである。

AWG-KP : AWG-KPプロセスは交渉段階への移行でAWG-LCAプロセスよりも交渉段階に一歩近づき、附属書I排出削減量、柔軟性メカニズム、影響結果ポテンシャル、土地利用・土地利用変化・森林（LULUCF）、法的問題などが話し合われた。しかし、AWG-KPの参加者は、少なくとも2つの重要な課題に直面している。その第一は、6月の会合に向けて作成される交渉文書の対象範囲に関係するものであり、これをAWG-KPのマニフェストを厳密に解釈したものにするか、それとも、より広義な解釈に基づいたものにするべきかであった。大半の途上国は、附属書Bに新たな数量目標を入れることに重点を置く必要があり、議定書でもこれに関係す

る文章の改定を行うべきだと主張したが、先進国は、柔軟性メカニズムや、吸収量の算定方法といった問題も対象とする広義の交渉文書を求めた。多くのものが、結果として得られる文章は、依然として比較的あいまいなものになり、6月の会合では、同じ「戦線」の多くが再登場するもの考えた。

第2の重要課題は、附属書I締約国が達成すべき排出量の全体規模に関する問題であった。AWG-KPの2009年作業計画によると、AWG-KP 7では、全体範囲に関する結論書を採択する予定であった。最終的な文書には明確な数字がなかったことから、多くの途上国が焦燥感を示し、AWG-KPは、後半の3年間をかけて、附属書I諸国による約束遵守に利用可能な手段を探るはずで、実際の数値に焦点を当てる時期は過ぎたと指摘した。一部の途上国は、附属書I締約国の削減範囲および目標の具体的な計算を持参して交渉のテーブルについた。しかしアンブレラグループ諸国の多くは、AWG-LCAとは別に先へ進むことに、躊躇しただしたが、一部の国は、一方的な提案をテーブルに載せてきた。日本とロシア連邦は、米国や先進的な途上国の約束がどうなるかがわからないうちに、AWG-KPでの附属書I議定書締約国の数値について交渉する考えがないことを明言した。この会議で、一部途上国が提案した範囲や目標について議論したことは、これが6月の交渉文章に反映されるなら、正しい方向への重要な一歩だと考えたものもいたが、だれもが、AWG-KPはこれから厳しい交渉期間に入ると認識した。

相互のつながり

プロセス内部：氷河や氷の動力学に詳しいものなら知っていることだが、氷河や氷は、他の自然システムと同様、一部が変化しても、たとえ小さな変化であっても、一連の現象を引き起こし、極めて大きな影響をもたらす可能性がある。ウィルキンズ棚氷の場合がその例であり、アイスブリッジが切ただけで、広い範囲の棚氷が崩壊した。2013年以降に関する交渉でも、交渉のひとつの側面で進展が見られるなら、他の部分も落ち着くところに落ち着く可能性がある。

バリ・ロードマップの交渉を特徴付けるものが何かというと、それは相互のつながりの多さであろう。事実、手順面での相互関係とそれに伴う課題があることは、明々白々となっている。途上国は、緩和行動を議論するまでに、先進国の数値や財政支援の数値で明確な進展がなければならないことを強調する。他方、一部の先進国は、2つのAWGs間で一貫性をもたせるよう主張し、途上国および米国が約束を明確にするのを待つという、独自の待ちのゲームをしていた。緩和の約束と極めて密接に関係するのが、新たな市場メカニズム、そして既存の市場メカニズムとLULUCFでの算定規則である。目標の設定をする前に、この規則の問題の解決を待つものも多数おり、さらに議定書の非締約国であり、LULUCFや柔軟性メカニズムの規則制定に全面的に参加することはできない米国の出方を伺うものも多かった。大半のものが予想したとおり、こういった問題での進展は依然、ゆっくりであり、実際、ほとんど動かなかった。

外部プロセス：UNFCCCでの進展と、条約以外のプロセスで達成されたこととの相互のつながりに留意することも重要である。コペンハーゲンでの合意に必要な交渉取引の主なものが、UNFCCCの会議とは別なところで行われる可能性がある、多くのものが指摘しており、おそらくは、米中協議のような二国間の交渉、あるいは、G8での議論や、国連事務総長が9月に開催する世界の指導者による気候サミット、さらにはデンマークで近く開催予定の財務大臣会議など、小規模な多国間会合での交渉が期待される。また、米国のオバマ大統領が発表した一連の主要国経済フォーラムもあり、その第1回の会議は、4月末に開催の予定である。多数の参加者が、このフォーラムにおいて、主要経済国が緩和や技術援助および財政支援の面で何ができるかが明確にされることへの大きな期待感を表明した。

緩和での進展は、国内計画での進展に依存するところが大きい。途上国での行動では、中国およびインドが、エネルギー効率化や再生可能エネルギーを推進する相当規模のプログラムを約束した。メキシコと南アフリカは、既に目標を設定しており、韓国は、2020年目標の策定を約束した。日本は、6月に排出削減量の中期目標を発表する予定。そして全てのものが注目したのは、米国内での法的な動きであり、特に、経済全体でのキャップアンドトレードプログラムの詳細が関心を集めた。このプログラムは、市場ベースのもので、京都議定書のメカニズムに似たオフセット制度が盛り込まれる可能性が高く、米国と国際取引スキーム間での互換性や代替可能性が必要となる。実際、京都の失敗を繰り返さないため、コペンハーゲンでの合意は、米国連邦議会が受け入れ可能なものになると考えるものが多く、米国内の気候関連の法制の情報を大きく取り入れる必要がある。しかし、ボンの会合期間中、オバマ大統領が提唱したキャップアンドトレードプログラムの「ファースト・トラック（高速推進）」は、議会で否決されたことから、気候に関する立法措置には、より多くの賛成票が必要となり、時間もかかる可能性が高い。このことは、これは一歩後退と見る向きが多く、特にコペンハーゲンに向けた会合や文書提出の予定を考えると、後退と見られている。しかし米国が、国際的なプロセスにあわせた日程で国内法を可決したとしても、オバマ大統領が提案する2020年までに1990年レベルの排出量という削減目標は、弱いと見る向きが多く、しかも国内での可決に極めて大きな努力が必要となることから、UNFCCCプロセスにおいて野心的な目標を立てることは期待薄である。

先を見据えて

ボンでの気候会議は、コペンハーゲンでの最終決定に向けた一連の長い（締約国が2つの会合の追加を決めたことで、さらに長くなった）会議の一部であり、参加者は、6月の会合から、さらにペースを上げて取り組むことになる。しかし、このゲームの初めの段階で大きな妥協や進展を期待していたものは少数であり、多くのものが実際の作業はこれからであると閉会プレナリーで述べていた。



Earth Negotiations Bulletin
AWG-LCA5, AWG-KP7
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg5/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

「コペンハーゲンへの道」でのボン会議を位置づけるにあたり、UNFCCC事務局長のde Boerは、コペンハーゲンでの合意成功には次の4つの要素が最低限必要であると指摘した：附属書I締約国の目標、主要途上国による排出量増加抑制への意味のある努力、緩和と適応のための資金援助と技術援助、ガバナンスの明確化。ボン会合では、これら4つの問題の大半で、ある程度の題目の明確化がなされたが、そのプロセスはゆっくりでしかも中身より形式面が中心であった。COP 15が急速に迫りつつあることから、コペンハーゲンで詳細かつ総合的な合意にいたるとの期待感に水をさし始めた方がよいのではないかと、京都議定書の場合と同様、全体の枠組について合意し、詳細はその後の会議での決定にゆだねるというプロセスの、重要な一段階として受け止める用意をしたがよいだろうというものも出てきた。しかし最近の研究では、最も危険な気候シナリオを避けるには、2020年よりかなり前に世界全体の排出量のピークを迎える必要があるとしている。どの排出経路をたどるか、交渉では一切明確にされていないが、気候変動は、合意し、後日の段階で詳細を決め、実施するには極めて短い時間しか残してくれていないようである。

今後の会議予定

生物多様性および気候変動に関する第2回CBD AHTEG会議：生物多様性条約事務局が開催する生物多様性と気候変動に関するアドホック技術専門家グループ（AHTEG）の第2回会合は、2009年4月18-22日、フィンランドのヘルシンキで開催される。詳細については右記に連絡：CBD事務局；電話：+1-514-288-2220；ファクシミリ：+1-514-288-6588；電子メール：secretariat@cbd.int；インターネット：

<http://www.cbd.int/doc/?meeting=AHTEG-BDCC-02-02>

気候変動に関する世界先住民サミット：この会議は、2009年4月20-24日、米国アラスカ州のアンカレッジで開催される。この会議の目的は、先住民を集め、その共通の問題について議論し、地方、国、国際的なプロセスでの先住民の存在感を高めることなどである。詳細については右記に連絡：Inuit Circumpolar Council；電話：+1-907-274-9058；ファクシミリ：+1-907-274-3861；電子メール：info@indigenoussummit.com；インターネット：http://www.iccalaska.org/Media/Flyer_Summit.pdf

IPCC第30回会合：気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第30回会合は、2009年4月21-23日、トルコのAntalyaで開催される。同じ場所では、2009年4月20日、IPCC議長団の第39回会合も開催される。詳細については右記に連絡：IPCC事務局；電話：+41-22-730-8208；ファクシミリ：+41-22-730-8025；電子メール：IPCC-Sec@wmo.int；インターネット：<http://www.ipcc.ch/meetings/session30.htm>

G8環境大臣会議：先進工業国グループ（G8）の環境大臣会議は、2009年4月22-24日、イタリアのシラクサで開催される。この準備会合の結果は、G8の年次サミットに送られ、金融安定化やマクロ経済での協調とい



Earth Negotiations Bulletin
AWG-LCA5,AWG-KP7
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg5/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

った従来の議題とともに議論される、環境問題は、アフリカの開発とともに比較的新しい議題である。詳細については右記を参照：<http://www.g8italia2009.it/>

貿易と気候変動に関するUNCTAD専門家会合：貿易と投資機会、CDMでの課題：国連貿易開発会議

(UNCTAD)の貿易と気候変動に関する専門家会合は、2009年4月27-29日、スイスのジュネーブで開催される。UNCTADの貿易と開発理事会は、その第55回会合において、貿易と気候変動に関する単年度の専門家会合への委託条件を承認した。これに則り、専門家会合では、貿易と投資機会ならびにクリーン開発メカニズム(CDM)の課題に焦点を当てる。詳細については右記に連絡：Lucas Assunção；ファクシミリ：

+41-22-917-0247；電子メール：lucas.assuncao@unctad.org；インターネット：

<http://www.unctad.org/Templates/meeting.asp?intItemID=4714&lang=1&m=15861&info=not>

エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム：主要経済国フォーラムは、2009年4月27-28日、米国のワシントン市で開催される。このフォーラムは、2009年12月の国連気候変動の交渉成功に必要とされる政治的リーダーシップを構築する努力の一環として、主要な先進国および途上国間の協議推進を図る。この会議はベルルスコーニ首相が2009年7月にイタリアのラ・マッダレーナで開催することに同意した主要経済国フォーラムの準備会合。招待された主要経済国は17カ国：オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、欧州連合、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、日本、メキシコ、韓国、ロシア、南アフリカ、英国、米国。さらに、2009年12月の国連気候変動枠組条約締約国会議の議長としてデンマークが、そして国連自体が招待された。詳細については右記参照：<http://www.state.gov/g/oes/rls/other/2009/120980.htm>

気候変動に対する経済的な抵抗力強化および経済多角化による脆弱な経済部門への依存軽減に関する

UNFCCCテクニカル・ワークショップ：このワークショップは、気候変動の影響と気候変動に対する脆弱性ならびに適応に関するナイロビ作業計画の下、2009年4月28-30日にエジプトのカイロで開催される。詳細については右記に連絡：UNFCCC事務局：電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；電子メール：secretariat@unfccc.int；インターネット：http://unfccc.int/adaptation/adverse_effects/items/4781.php

C40大都市気候サミット- ソウル、2009年：C40大都市気候サミットは、2009年5月18-21日、韓国のソウルで開催される。C40大都市気候リーダーシップ・グループは、2005年、ロンドンで、当時のKen Livingstone市長が設立、気候変動に対する行動をとると約束した世界の大都市により構成される。C40は、2005年にロンドンで、2007年にニューヨークで会合、2009年はその第3回サミットとしてソウルで開催される。ソウルでのサミットのテーマは、「気候変動との戦いにおける都市の実績と課題」。このサミットは、C40グループの各都市の市長が参加、プレナリーやセッションにおいて、この問題に関する政策や経験を話し合う予定。詳細に



Earth Negotiations Bulletin
AWG-LCA5,AWG-KP7
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg5/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel : +81-3-3663-2500 Fax : +81-3-3663-2301

については右記に連絡 : Chul-woong CHOI ; 電話 : +82-2-2115-7796 ; ファクシミリ : +82-2-2115-7799 ; 電子メール : c40seoul@seoul.go.kr ; インターネット : <http://www.c40seoulsummit.com/>

G8開発閣僚会合 : G8開発閣僚会合は、2009年5月21-23日、イタリアのPecaraで開催される。詳細については右記参照 : <http://www.g8italia2009.it>

G8エネルギー閣僚会合 : G8エネルギー閣僚会合は、2009年5月24-25日、イタリアのローマで開催される。詳しい情報は右記参照 : <http://www.g8italia2009.it/>

気候変動に関する世界ビジネスサミット : 気候変動に関する世界ビジネスサミットは、2009年5月24-26日、デンマークのコペンハーゲンで開催される。このサミットでは、ビジネス、科学、経済、市民社会、メディア、政府の代表が集まり、気候変動に関する次期国際枠組に対する提言を示す予定。詳細については右記に連絡 : Copenhagen Climate Council ; 電話 : +45-3393-9323 ; 電子メール : jc@mm.dk ; インターネット : <http://www.copenhagenclimatecouncil.com/world-business-summit.html>

UNFCCC補助機関の第30回会合、AWG-LCA 6、AWG-KP 8 : UNFCCCの補助機関-実施に関する補助機関および科学・技術上の助言に関する補助機関-の第30回会合は、2009年6月1-12日、ドイツのボンで開催される。これと同時にAWG-LCA 6およびAWG-KP 8も開催される。詳細については右記に連絡 : UNFCCC事務局 ; 電話 : +49-228-815-1000 ; ファクシミリ : +49-228-815-1999 ; 電子メール : secretariat@unfccc.int ; インターネット : <http://unfccc.int/meetings/items/2654.php>

AWG-LCAおよびAWG-KPの非公式会議 : AWG-LCAおよびAWG-KPの非公式会合は、2009年8月10-14日、ドイツのボンで開催予定。オブザーバーの参加も可能。詳細については右記に連絡 : UNFCCC事務局 ; 電話 : +49-228-815-1000 ; ファクシミリ : +49-228-815-1999 ; 電子メール : secretariat@unfccc.int ; インターネット : <http://unfccc.int/>

AWG-LCA 7およびAWG-KP 9 : AWG-LCAの第7回会合およびAWG-KPの第9回会合は、2009年9月28日から10月9日、タイのバンコクで開催の予定。詳細については右記に連絡 : UNFCCC事務局 ; 電話 : +49-228-815-1000 ; ファクシミリ : +49-228-815-1999 ; 電子メール : secretariat@unfccc.int ; インターネット : <http://unfccc.int/meetings/items/2654.php>

AWG-LCA 7およびAWG-KP 9再開会合 : AWG-LCAの第7回再開会合およびAWG-KP第9回再開会合は、2009年11月2-6日に開催の予定、場所は後日発表。詳細については右記に連絡 : UNFCCC事務局 ; 電話 : +49-228-815-1000 ; ファクシミリ : +49-228-815-1999 ; 電子メール : secretariat@unfccc.int ; インターネット : <http://unfccc.int/>



Earth Negotiations Bulletin
AWG-LCA5,AWG-KP7
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg5/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

UNFCCCのCOP 15および京都議定書のCOP/MOP 5 : UNFCCCの第15回締約国会議および京都議定書の第5回締約国会議は、2009年12月7-18日、デンマークのコペンハーゲンで開催の予定。合わせてUNFCCC補助機関の第31回会合も行われる。2007年12月のバリでの国連気候変動会議で合意された「ロードマップ」に則り、COP 15およびCOP/MOP 5では、(京都議定書の第一約束期間が終了した後の) 2013年以降、気候変動と戦う枠組の合意が最終決定される予定。詳細については右記に連絡 : UNFCCC事務局 ; 電話 : +49-228-815-1000 ; ファクシミリ : +49-228-815-1999 ; 電子メール : secretariat@unfccc.int ; インターネット : <http://unfccc.int/>

用語集

AOSIS	小島嶼国連合
AR4	気候変動に関する政府間パネルの第四次評価報告書
AWG-KP	京都議定書附属書 I 締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ
AWG-LCA	条約の下での長期協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ
CCS	炭素回収貯留
CDM	クリーン開発メカニズム
COP	締約国会議
COP/MOP	京都議定書締約国の会合としての役割を果たす締約国会議
EGTT	技術移転に関する専門家グループ
GRULAC	中南米およびカリブ海諸国グループ
GTP	地球気温ポテンシャル
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
IPR	知的財産権



Earth Negotiations Bulletin
AWG-LCA5,AWG-KP7
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg5/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel :+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

LDCs	後発発展途上国
LULUCF	土地利用・土地利用変化・森林
MRV	計測可能、報告可能、検証可能
NAMA	国家の適切な緩和行動
ODA	政府開発援助
ppm	二酸化炭素換算で 100 万分の 1
REDD	途上国における森林減少ならびに森林劣化による排出量の削減
REDD+	途上国における森林減少ならびに森林劣化による排出量の削減、および保全
SIDS	小島嶼後発途上国
TNAs	技術的ニーズの評価
UNFCCC	国連気候変動枠組条約

GISPRI 仮訳

This issue of the /Earth Negotiations Bulletin/ © <enb@iisd.org> is written and edited by María Gutiérrez, Ph.D., Kati Kulovesi, Ph.D., Kelly Levin, Miquel Muñoz, Ph.D., and Yulia Yamineva. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the /Bulletin/ are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the /Bulletin/ during 2009 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the /Bulletin/ into French has been provided by the International Organization of the Francophonie (IOF). Funding for the translation of the /Bulletin/ into Spanish has been provided by the Ministry of Environment of Spain. The opinions expressed in the /Bulletin/ are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the /Bulletin/ may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the /Bulletin/, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at AWG-KP 7 & AWG-LCA 5 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.